平成２７年（フ）第２６１７号
大阪市平野区長吉出戸３丁目３番54号
債務者　長谷川友亮（旧姓前村）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３３号
大阪府枚方市宮之阪２丁目７番13号
債務者　乾　　義彦
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６６号
大阪市平野区喜連東５丁目16番22―204号
債務者　河北　弘美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　賓谷　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３７５号
北九州市若松区本町３丁目７番25―305号、前住所北九州市若松区上原町12番26号（平岡アパート201号）
債務者　宮本　正人
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦川　典之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４２号
堺市西区上野芝町１丁11―７　三宅文化103号室、住民票上の住所堺市中区辻之1288番地３
債務者　光嶋　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６７７号
大阪市大正区千島２丁目４－３―1202号、住民票上の住所大阪市大正区北恩加島１丁目12番15号
債務者　河越　孝宏
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７７号
大阪府豊中市螢池南町１丁目18番18―202号
債務者　西濵　靖洋
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５７号
大阪府守口市淀江町１番３号
債務者　藤本　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５５号
大阪府茨木市寺田町８番20号ピアハイツ幸203号
債務者　駒井　深良
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５８号
大阪府吹田市新芦屋下16―28　ダイコー建設株式会社内、住民票上の住所広島市安佐北区三入６丁目20番13号
債務者　池尻　大輔
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８７号
大阪市大正区平尾５丁目５番８号　おのころハイツ101号
債務者　佐々山侑子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９０号
大阪市東淀川区北江口２丁目７番３号
債務者　大東　　学
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３８号
大阪市淀川区十三東３丁目９番14号
債務者　星野　和子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５９号
大阪市平野区長吉六反２丁目８番50号　メゾンブラッサム103、前住所大阪市平野区長吉長原３丁目16番10―307号
債務者　西**原**　英子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０７号
大阪市港区磯路２丁目12番１―510号、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目13番２号
債務者　高木　敏子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２２号
大阪府東大阪市森河内西２丁目11番１―408号
債務者　南野　　進
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５２０号
大阪市城東区東中浜８丁目１番35号ＰＩＳＯナヤキ103
債務者　阿部　　功
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部